

県北広域振興局長告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、馬淵川沿岸土地改良区（二戸郡一戸町）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年4月25日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

理事

中 嶋 秀 人 二戸郡一戸町中山字大塚235番地